

盛岡広域振興局長告示第68号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松川土地改良区（八幡平市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年9月1日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

1 就任

(1) 理事

遠藤 實 光	八幡平市田頭第11地割122番地
高橋 清 志	〃 野駄第19地割33番地
小野寺 千 誠	〃 荒木田第12地割54番地 1
佐々木 武 光	〃 大更第32地割 1 番地 1
日 戸 重 雄	〃 〃 第43番地 5 番地 2
高橋 光 幸	〃 松尾寄木第31地割21番地
中軽米 幸 雄	〃 〃 〃 第17地割68番地

(2) 監事

佐々木 春 男	八幡平市野駄第21地割11番地
伊 藤 文 明	〃 帷子第10地割26番地
松 村 嘉 昭	〃 大更第30地割104番地

2 退任

(1) 理事

佐々木 武 光	八幡平市大更第32地割 1 番地 1
高橋 清 志	〃 野駄第19地割33番地
松 浦 保 往	〃 堀切第 2 地割 8 番地
遠藤 實 光	〃 田頭第11地割122番地
田 村 正 彦	〃 平館第 4 地割26番地
高橋 光 幸	〃 松尾寄木第31地割21番地
小野寺 千 誠	〃 荒木田第12地割54番地 1

(2) 監事

佐々木 春 男	八幡平市野駄第21地割11番地
伊 藤 文 明	〃 帷子第10地割26番地
松 村 嘉 昭	〃 大更第30地割104番地